



平成23年11月15日

各位

高知信用金庫

平成23年度中間仮決算について

高知信用金庫は、第90期・平成23年度中間期（平成23年4月1日～平成23年9月30日）の仮決算を発表します。

本年度は、『クオリティーベスト』をテーマとする中期経営計画の完成を目指し、“安全・安心・明るい”高知信用金庫の具現化に全役職員が一丸となって取り組んでおります。

経営強化を課題に掲げ、春野第1センターを「経営開発センター」、はりまや第2センターを「業務支援センター」と位置付けた「2センター制の強化」に取り組んでおり、本年2月に着工した第2センターの耐震・省エネ化工事も完了し、10月には本店営業部フロアのリニューアルオープン、その他の本部フロアについても11月に稼働開始いたしました。

また、「県民みんなの幸せ品質」をコンセプトに、広く県民の方々に「良質で高付加価値な金融サービス」をお届けしたいと願い、有益な商品・サービスの充実に取り組んで参りました。ご家庭での省エネ対策資金を大幅なローン金利優遇措置で支援する「個人ローン・エコ割サービス」の取扱期間延長や、新たにリフォームローン「耐震割サービス」の取り扱いを開始し、県民の皆様の生活基盤である住宅の耐震強化を大幅な金利優遇措置で支援して参ります。

かかる取り組みを実施しつつ、引き続き『堅実経営』『健全経営』に徹し、財務基盤の強化・資産の健全性確保に全力を挙げた結果、当中間仮決算では、**業務純益120億27百万円、経常利益78億93百万円、当期純利益58億13百万円**が確保できました。**コア業務純益も前年同期比6億3百万円増の61億57百万円**と基礎的な財務体力が維持・強化できております。

✓ 預金につきましては、高レート預金商品「収益還元型定期預金リターンA」による顧客還元策と、年金取引先への各種優遇サービスの継続的な取り組みが県民各層の

方々からの多大なご支持を賜り、引き続き堅調な預金伸長を保持することができました。その結果、9月末の預金残高は、前年同期比479億17百万円増(9.42%増)の5,562億80百万円となりました。

- ✓ 貸出金につきましては、各世代向けサービスや「エコ割サービス」など、各種個人ローン金利優遇サービスの充実を図ると共に、バリュー住宅ローン「10年固定・年1.9%」等の低金利政策についても継続し、個人金融部門の強化に努めました。また、事業金融部門においても、積極的に中小企業金融の円滑化に取り組んで参りましたが、事業者の設備資金需要等が依然低調で、貸出金の9月末残高は前年同期比49億円減の732億23百万円となりました。
- ✓ 有価証券につきましては、市場性・安全性・流動性を重視する投資ポリシーを貫き、国内優良銘柄の債券・株式に投資しており、内容の稜然としない仕組債・外債・投資信託等は一切保有しておりません。日々変化する相場に即応した投資を実行し、ポートフォリオの組み替えも積極的に実施しており、9月末有価証券残高は前年同期比4,260億円減の2,838億円となっております。
- ✓ 損益面につきましては、当期も堅実経営・健全経営に徹し、積極的にお客様に還元力を発揮する一方で、各種ソフト開発による経営の効率化や財務基盤の強化に努め、企業総体の収益力の向上を図って参りました。市場の変化を機敏に捉え、積極的に有価証券売却益を計上する一方、ポートフォリオの良質化に伴う費用も積極的に計上し、財務体質の一層の強化を図りました。その結果、当中間仮決算では、経常利益78億93百万円、当期純利益58億13百万円が確保できました。また、コア業務純益は前年同期比6億3百万円増の61億57百万円となり、基礎的な財務体力も維持・強化できております。
- ✓ 当中間期末の自己資本額は1,284億6百万円、うち基本的項目(Tier1)は1,269億18百万円、自己資本比率は38.25%(Tier1比率37.80%)と高水準で、お客様の信頼にお応えできる極めて健全な財務体質が確保されています。
- ✓ 金融再生法に基づく不良債権総額は40億41百万円。内訳は破産更生債権及びこれらに準ずる債権9億40百万円、危険債権27億43百万円、要管理債権3億57百万円。貸出金に債務保証などを加えた債権総額に占める割合は5.49%、これらの債権については、当金庫の引当基準により全額処理済で、保全率は99.53%となっております。

平成23年度下期におきましても、中期経営計画『クオリティーベスト』の完成に向けて、引き続き企業価値の向上に努めて参ります。

積極的なシステム開発・導入により「2センター制の強化」を図るとともに、現在開発を進めている新融資システムを全店展開し、融資業務の効率化・省力化を図り、金融円滑化にも積極的に取り組んで参ります。

当金庫は、今後共、経営理念「人創り・利益創り・社会還元」に基づき、原理原則を基本とした強靱で変化に強い企業構築に全力で取り組み、県民各層の負託にお応えできる高知しんきん創りに邁進したいと考えております。

平成24年3月期（通期）見通しは、経常利益84億円、当期純利益（税引後）65億円と予想しております。

## 第90期中間仮決算 貸借対照表

(単位：百万円)	
平成23年9月30日	
<b>資産の部</b>	
現金	2,370
預け金	243,613
有価証券	283,855
貸出金	73,223
その他資産	4,706
有形固定資産	29,454
無形固定資産	19
繰延税金資産	24,598
債務保証見返	186
貸倒引当金	△ 785
資産の部合計	661,243
<b>負債の部</b>	
預金積金	556,280
債券貸借取引受入担保金	21,263
その他負債	5,309
賞与引当金	189
退職給付引当金	598
役員退職慰労引当金	392
睡眠預金払戻損失引当金	426
偶発損失引当金	0
再評価に係る繰延税金負債	1,296
債務保証	186
負債の部合計	585,942
<b>純資産の部</b>	
出資金	958
利益剰余金	125,963
処分未済持分	△ 3
会員勘定合計	126,918
その他有価証券評価差額金	△ 53,599
土地再評価差額金	1,982
評価・換算差額等合計	△ 51,617
純資産の部合計	75,300
<b>負債及び純資産の部合計</b>	661,243

## 第90期中間仮決算 損益計算書

(単位：千円)

	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
<b>経常収益</b>	16,961,835
資金運用収益	10,302,968
(うち貸出金利息)	2,392,650
(うち有価証券利息配当金)	7,813,790
役務取引等収益	136,721
その他業務収益	6,119,242
その他経常収益	402,903
<b>経常費用</b>	9,067,926
資金調達費用	1,371,469
(うち預金利息)	1,235,905
役務取引等費用	614,207
その他業務費用	255,130
経費	2,290,745
その他経常費用	4,536,374
<b>経常利益</b>	7,893,908
<b>特別利益</b>	55,429
償却債権取立益	219
<b>特別損失</b>	10,766
固定資産処分損	10,766
<b>税引前当期純利益</b>	7,938,571
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	279,866
<b>法人税等調整額</b>	1,845,367
<b>法人税等合計</b>	2,125,234
<b>当期純利益</b>	5,813,337
<b>業務純益</b>	12,027,017
<b>実質業務純益</b>	12,027,379
<b>コア業務純益</b>	6,157,503

## 金融再生法開示債権の状況

### 【金融再生法開示債権の内訳】

(単位:百万円)

	平成23年9月末	
		保全率
金融再生法開示区分に準じた不良債権合計	4,041	99.53%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	940	100.00%
危険債権	2,743	99.60%
要管理債権	357	97.81%
正常債権	69,536	-
合計	73,577	-

- 注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する債権です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。
5. 不良債権の保全率は、各債権のうち、担保・保証および貸倒引当金により保全されている金額の割合です。

## 自己資本の状況

### 【自己資本比率（国内基準）】

(単位:百万円)

		平成23年度中間期
基本的項目	(A)	126,918
補完的項目	(B)	1,488
控除項目	(C) 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-
自己資本額	(D) = (A) + (B) - (C)	128,406
リスク・アセット等	(E)	335,699
自己資本比率	単体Tier1比率 (A) ÷ (E) × 100	37.80 %
	単体自己資本比率 (D) ÷ (E) × 100	38.25 %

- 注) 1. 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき、算出しております。
2. 準備金・積立金等は当該期の剰余金処分額を加算した後の金額を記載しております。
3. 「自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)」に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。